

《資 料》

沖縄の民事陪審(3)

——記録から見た庶民の力——

齋 藤 哲 (訳)

(代表執筆者・陪審裁判を考える会)

(法廷は1964年7月8日午後1時32分に再開した。裁判所が休廷したときに在廷したすべての人が再開時に在廷していた。)

ヘイグッド代理人： 裁判長、ベンチ・カンファレンスのため、裁判長席に近づいて、よろしいでしょうか？ (短時間のベンチ・カンファレンスがなされた。)

裁判長： 次の証人を呼んでください。

ヘイグッド代理人： シュウコウ・ヒガさんを証人にします。

シュウコウ・ヒガ、沖縄県浦添村字港川84の1番地が原告側証人として採用され、通訳を通じて宣誓を行い、以下のように証言した。

主尋問

ヘイグッド代理人による質問：

Q： 名前を述べてください。

A： シュウコウ・ヒガ。

裁判長： ちょっと待ってください。ヒガさん、通訳が必要でしょうか？

証人： できれば。

裁判長： わかりました。

Q： ヒガさん、ご住所は？

A： 浦添村字港川84の1番地。

裁判長： この時点で、陪審に申し上げたいことがあります。通訳を介しますと、時にはいくらか混乱することもあることはご承知のことと思います。皆さんも、この法廷で、そのことを前から認識しておられます。この説示の唯一の目的は、コミュニケーションが困難なときは、誤解させようとか、混乱させよう、あるいは、はぐらかせようとしていると解釈すべきではないということです。言い換えれば、通訳に伴う避けがたい混乱を脇において、皆さんが証人をご覧になり、皆さんご自身で、証人の信用性を判断することができるということです。

Q： ヒガさん、その住所は、FECONが事務所や車両基地として、かつて占有していた場所の近くですか？

A： いいえ。

Q： あなたは極東建設サービス社という名前の会社を知っていますか？

A： はい。

Q： あなたはその会社にかつて雇われていましたね？

A： はい。

Q： その会社に、いつからいつまで雇われていましたか？

A： 1952年4月1日から1961年12月31日です。

Q： FECONという名前は、この会社との関係で、あなたにとってどのような意味を有していますか？

A： FECONという会社は、私が雇われていたところです。

Q： ヒガさん、実際のところ、FECONという名前は、極東建設サービス社が通常用いる略称ですよ？

マクレラン代理人： 裁判長、この点については合意したらどうでしょうか。

そうすれば、単にFECONという言葉を頻繁に用いて、手続きを簡略化できます。

ハイグッド代理人： それが私の質問の意図するところでした。

マクレラン代理人： 異議ありません。合意します。

裁判長： わかりました。

Q： 1959年11月29日と30日、あなたはFEC ONで働いていましたね？

A： はい。

Q： あなたの役職は？

A： 通訳で、沖縄人労働者のトップでした。

オオシロ代理人： 裁判長、ヒガさんはカントクと言いませんでしたか？

通訳： 彼は沖縄人のボスと言いました。

Q： あなたは、この事件の被告となっているチョウヘイ・トミシロさんを知っていますね？

A： はい。

Q： 1959年11月29日と30日、チョウヘイ・トミシロさんはFEC ONで働いていましたね？

A： はい。

Q： さて、あなたの地位は、チョウヘイ・トミシロさんと何らかの関係ありますか？ あなたは、彼より上ですか、下ですか、FEC ONの組織の中で？

マクレラン代理人： 異議あり、誘導です。

ヘイグッド代理人： 誘導ではありません。私は、彼の地位が、上か下かを尋ねているのです。

裁判長： 異議を却下します。

A： 彼は車両基地の長でした。私は事務所の長でした。ですから、私たちの地位は対等と言えると思います。

通訳： ヘイグッドさんが証人に、FEC ONの勤務期間を聞いたとき、私は1952年4月1日から1961年12月31日まで働いていましたと訳しましたが、間違いでした。1952年7月1日から、1960年末、つまり1960年の12月31日まで働いていました、が正しいです。

Q： さて、ヒガさん、1959年11月29日を思い出してください。あなたは、チョウヘイ・トミシロさんと小型のピックアップトラックに関して、何らかのやり取りを交わす機会がありましたか？

A： はい。

Q： そのやり取りを話すことができますか？

A： 彼は「那覇基地に働きに行く。トラックにはドアガラスがなかった。その日はとても寒かったので、彼はトラックを交換してくれないか」と言いました。

Q： そこで、あなたはトミシロさんと、ピックアップトラックを交換したのですね？

A： はい。

Q： あなたがトラックをトミシロさんと交換したとき、あなたはトミシロさんの運転免許が期限切れであったことを知っていましたか？

A： いいえ。

Q： トミシロさんが会社のために働き始めたとき、あるいは、その時から11月29日までの間において、あなたはどこかの時点で、トミシロさんが運転免許を持っているかどうか知っていましたか？

A： いいえ。トミシロさんが、会社に雇われたとき、私はトミシロさんの運転免許をジョージ・ホールさんに示しました。

Q： ということは、あなたは、彼が雇われたとき、彼が運転免許を持っていることを知っていたのですね？

A： はい。ひとこと言わせていただければ、ピックアップトラックを交換したとき、トミシロさんはその運転手ではありませんでした。

Q： さて、あなたがトラックをトミシロさんに交換したとき、あなたはトミシロさんがそれを運転できないこと、あるいは、他の運転手が運転すべきことを特に言いましたか？

マクレラン代理人： 異議あり、誘導です。

裁判長： 異議を認めます。

Q： あなたは、トラックを交換したとき、誰かにエンジンキーを渡しましたか？

A： はい。

Q： 誰にエンジンキーを渡しましたか？

- A : エンジンキーは車の中にありました。ピックアップトラックはキーとともに交換されました。
- Q : あなたは、車の中にエンジンキーを入れたままにしておき、誰にも渡さなかったのですか？
- A : はい。
- Q : 11月29日の夜あるいは11月30日の早朝の天気の詳細はありますか？ 寒かったですか、暖かったですか？ 覚えていますか？
- A : その夜はとても寒かったです。
- Q : 事故の前、11月29日あるいは30日に、チョウヘイ・トミシロさんを最後に見たのはいつですか？
- A : トラックを交換したときです。
- Q : 何日のおよそいつ頃でしたか？
- A : 暗かったです。5時か5時半ころでした。
- Q : 何日の？
- A : 29日。
- Q : 何時ですか？
- A : 夕刻に向かっていました。暗く、5時半から6時の間。
- Q : ピックアップトラックの交換は、どこで行われましたか？
- A : 会社の入り口です。
- Q : その時、会社はどこにありましたか？
- A : マチナトの商業地域です。
- Q : 交換のとき、あなたは運転に関する何か特定の指示を、誰かにしましたか？
- A : いいえ。
- Q : ヒガさん、トミシロさんと車を交換したとき、あなたの家はどこにありましたか？
- A : 会社の近くです。
- Q : あなたは、これまで、いつかの時点で、トミシロさんが車を運転しているのを見たことがありますか？

A : どこという意味ですか？

Q : えーっと、車両基地の中とか？

A : はい。

Q : あなたの目から彼の運転を見て、彼が相当程度の運転ができる運転手であるかどうかについて話すことができますか？

A : 私の目から見れば、彼は、相当程度の運転ができる運転手でした。

ヘイグッド代理人 : 質問を終わります。

反対尋問

マクレラン代理人による質問 :

Q : ヒガさん、あなたは時には、「相棒ヒガ」として知られていますね？

A : はい。

Q : ヒガさん、あなたは、トミシロさんがF E C O Nに入ったとき、F E C O Nで働いていましたね？

マクレラン代理人 : 裁判長、もし証人が英語で答えるというのであれば、そうしてほしいのですが。

裁判長 : わかりました、ヒガさん、もし可能であればそうして下さい、時間が短縮されますので。

証人 : わかりました。

Q : さて、トミシロさんは、F E C O Nにきたときは、修理工として雇われたのですね？

A : (はい、という仕草。)

Q : 彼の修理工としての仕事は、F E C O Nで働いている間、ずっとでしたか？

A : ほとんどの時間です。私たちには他に運転手がいました。

Q : 彼は、運転手として雇われたのではないですね？

A : はい、そうです。

Q : ヒガさん、トミシロさんの勤務場所は車両基地でしたか？ 車両基地は彼の勤務場所ですか？

A： 多くの時間はそうです。時に彼は、他の作業場に行って、他の機械の修理をすることもあります。

Q： 彼は、車両基地だけでなく、作業場でも機械を修理していましたか？

A： はい。

Q： さて、会社の事務所、会社の中央の事務所は、車両基地と同じ場所ですか？

A： はい。

Q： それはホールさんの事務所ですか？

A： はい。

Q： 会社は運転手名簿や運転手のライセンス番号を持っていましたか？

ヘイグッド代理人： 異議あり。主尋問の範囲外です。

裁判長： 異議は却下します。彼は、事務所で長として働いていた、トミシロ被告は車両基地の長である、彼らは組織的には同一地位であると証言しました。

ヘイグッド代理人： 裁判長、意見を述べていいですか？

裁判長： どうぞ。

ヘイグッド代理人： 私は、裁判長が、この決定を再考することを希望します。

私は、この証人に対し、社内手続き、運転手名簿やライセンス番号の登録などといったことについて、何ら質問していません。マクレラン代理人は反対尋問で被告側に有利な事情を聞こうとしています。

彼が、この証人を自らの証人として採用することを求め、証人の信用性を立証し、証人の証言に拘束される意図があれば、そうしていただければと思います。しかし、彼は反対尋問をしているのであって、その証言に拘束されません。この証人は原告側証人です。彼に尋問したことすべてについて、私は拘束されます。私は彼の信用性を立証しました。マクレラン代理人は、先に尋問されたトミシロ氏が証言した事項について尋問することを通じて、主尋問の範囲を超え、被告側の立証をしようとしています。私は、証人の答に制限されることなく、マクレラン代理人に被告側の立証を許容することは不適當な反対尋問であると考えます。

裁判長： もちろん、私たちは、時に望ましい証言であれば、厳格に制限することはできません。確かに、もしこれが証人の認識を完全に超える事項であれば、より強い異議がなされうると考えます。彼は、事務所で仕事をしていた、そして、長であったと証言しました。このような状況では、裁判所としては、この質問は許容しうると思います。しかし、これをある程度変更したいと思います。あなたは、彼が知っているかどうかについて質問することができます。

マクレラン代理人： 裁判長、もう一度質問させて下さい。

Q： ヒガさん、あなたは会社が、F E C O Nで働いていた免許証のある運転手のリストや名前を持っていたかどうか、知っていますか？

A： (いいえ、という仕草。)

Q： 知らないのですか？

A： 私たちは自動車のライセンスプレート番号、運転手の名前、仕向け地は持っていましたが、運転手の免許証番号は持っていません。

Q： トミシロさんが雇われたとき、あなたは、あなたが、彼の運転免許をホールさんに示したと述べましたね、そうですね？

A： はい、彼を雇った最初の時点です。

Q： それはいつですか？

A： 1957年のいつかであったと思います。

Q： その時、あなたが免許を見る限り、トミシロさんは適切な運転免許を持っていましたか？

A： はい。

Q： その時、あなたは有効期限に気がついていましたか？

A： 知りません。

Q： さて、11月29日、あなたは、県道1号線あるいは他の場所のどちらで、ピックアップトラックを交換しましたか？

A： はっきりしません。私は、それは、会社と私の自宅の間の道路のどこかだったと思います。

Q： 県道1号線か、県道1号線以外ですか？

A : 県道1号線以外です。

Q : あなたは、その日働いていましたか？

A : はい。

Q : その日、仕事を終えましたか？

A : (はい、との仕草。)

Q : あなたの記憶では、交換は5時半から6時の間でなされたと述べましたね？

A : はい。

Q : それは、少し暗くなってからでしたか？

A : 暗くなる前。日が沈みつつありました。

Q : 日が沈みつつあった？

A : (はい、との仕草。)

Q : あなたはその夜働きましたか？

A : いいえ。

Q : さて、あなたがピックアップトラックを交換したとき、交換したトラックを運転していた運転手は、トミシロさんを乗せた運転手でしたか？

A : はい。

Q : あなたご自身で、トミシロさんが、その夜、そのトラックを運転したのは目撃していないのですね？

A : (はい、との仕草。)

Q : その日、あなたは那覇航空基地で働きましたか？

A : (いいえ、との仕草。)

マクレラン代理人： 11月29日、北の方で会社の仕事場所がありましたか？

A : はい、嘉手納航空基地のゴルフ場での仕事がありました。

Q : その場所で、夜間の仕事がありましたか？

A : いいえ、そこは昼間だけの仕事です。

Q : 11月29日、あなたは那覇航空基地に行きましたか？

A : (いいえ、との仕草。)

Q : あなたは、トミシロさんが、F E C O Nでの勤務中、道路上において、

会社の車を運転しているのをこれまで目撃したことがありますか？

A：（いいえ、との仕草。）

マクレラン代理人： 質問終わります。

裁判長： 再主質問は？

ハイグッド代理人： ありません。ちょっと待ってください、裁判長。2～3、質問があります。

再主尋問

ハイグッド代理人による質問：

Q： ヒガさん、1959年11月30日頃起こった、この悲しむべき事故の時、FECONは、おおよそ何台くらい自動車を所有していたか、分かりますか？

A： いえ、忘れました。

Q： まったくの、おおよそでもいいです。1台？ 2台？

A： 4、5台でした。

マクレラン代理人： 異議あり、推測です、裁判長。

裁判長： 知っているのであれば、おおよそでいいです。

マクレラン代理人： 代理人は、おおよその推測を尋ねました。それに異議があります。

証人： 私たちは4、5台のピックアップトラックと、2、3台のトラックを所有していました。

Q： セダンはありましたか？

A： ボスの車だけです。

Q： ダンプカーとか、クレーン車とか、重量車はありましたか？

A： はい、何台か。

Q： 私たちは今、会社の仕事として、日常的に公道を走行する車に言及しています。そのような自動車のことを述べているのです。

A： はい。

Q： それらは会社の車ですか？

A： はい、私はそう思います。

ヘイグッド代理人： 質問を終わります。

マクレラン代理人： 裁判長、質問ありません。

裁判所による尋問

裁判長による質問：

Q： ヒガさん、ピックアップトラックを交換した時点に戻ってください。交換時点からトラックが走り去るまでの間の、会話の要旨を思い出す限り、述べてください。

A： 彼は、別の場所に行くと言われ、私のピックアップトラックを求めました。交換したとき、私は彼に、用事が済んだら、すぐにトラックを持ってきて、と言いました。

Q： トミシロさんが持っていったのは、ピックアップトラックですか？

A： はい。

Q： あなたはトミシロさんに、そのように述べたのですか？ トミシロさんがあなたの車を止めたのですか、それとも、彼があなたを止めたのですか？あるいは、同じ場所でまさに偶然に出会ったのですか？

A： いいえ、彼が私を呼び、車を交換したかったようです。

Q： 彼は、正確には、何と言ったのですか？

A： 彼は、今晚、仕事に行く、寒い、車には窓ガラスがない、交換したい、と言いました。

Q： それですべて？

A： はい。

Q： あなたは、彼に何と言ったのですか、できるだけ記憶にそって正確に？

A： 私は彼に、明朝戻してくださいと言いました。

Q： あなたは彼の車に乗り、彼はあなたの車に乗った。彼の運転手も彼のピックアップトラックに乗ったのですか？

A： はい。

Q： それから、発車したのですか？

- A : いいえ、私は帰宅し、彼は仕事場に行きました。
- Q : この交換は、車両基地で行われたではありませんね？
- A : はい、車両基地の中ではありません。外です。
- Q : あなたは、トミシロさんは車両基地の長であったと証言しましたよね？
- A : はい。
- Q : トミシロさんが車のチェックしたかどうか知っていますか？
- A : 何のチェックですか？
- Q : 会社を離れるため。
- A : いいえ。
- Q : 言い換えれば、使用するための車を、彼が指定したのですか？
- A : いいえ。
- Q : 誰がしたのですか？
- A : 毎日、通行券を発行し、運転手がチケットを取得します。
- Q : 事務所の誰かが、通行券を発行するのですか？
- A : はい、彼らが毎日チェックします。
- Q : 誰が通行券を発行するのですか？
- A : 私は、松田さんという人だと思えます。
- Q : 彼がチケット発行できる唯一の人物ですか？
- A : いいえ。私たちは違った時間に働きます。松田さんは、通行券と時間をチェックし、事務所に報告していました。
- Q : 会社の自動車を外で使用する許可を与える権限を持っているのは誰ですか？
- A : 知りません。
- Q : 例えば、あなたが運転する場合、自動車使用の許可をどこで取得するのですか？
- A : 私は、私の利用のために、会社のピックアップトラックを持っています。
- Q : 割り振られたのですか？
- A : はい。
- Q : あなたはトミシロさんが、車の利用を許可されたのかどうか知っていま

すか？

A： 1台のトラックは、車両基地で1人の運転手が利用します。彼が持っていたとは思いません。

Q： あなたは、あなた自身で運転していた？

A： はい。

Q： 自動車の運転手は、事務所で割り当てられていましたか？

A： いいえ。

Q： 車両基地の中の運転手集団ですか？

A： はい。実際、車両基地において、運転免許を持った男が4、5人いたと思います。1人は那覇に日常的に出かけていました。

Q： あなたは、誰が彼に運転の許可を与えたか知っていますか？

A： いいえ。

Q： あなたではないですね？

A： はい。

Q： あなたは組合メンバーですか？

A： どのような組合ですか？

Q： 労働者の。労働者は、F E C O Nで、組合を結成していましたか？

A： いいえ。

Q： していなかった？

A： はい。

Q： 組織上、ヒガさん、あなたは経営側ですか、それとも労働側ですか？

A： いいえ、単に事務所にいるだけです。

Q： あなたはこれまで、自動車使用を許可することができると言われたことはないですね？

A： (はい、との仕草。)

Q： そのような権限は持っていない？

A： (はい、との仕草。)

裁判長： なにか質問がありますか、ハイグッドさん。

ハイグッド代理人： 質問ありません、裁判長。

マクレラン代理人： ありません、裁判長。

裁判長： ありがとうございます。

(証人尋問は終わり、退廷した)

裁判長： 次の証人は？

ヘイグッド代理人： 裁判長、数分休廷していただけますか？

裁判長： いいでしょう。3時まで休廷し、この速記録を翻訳する機会を与えます。ヒガさん、オオシロさんといっしょになって、二人で同意できるようにしてください。3時まで休廷します。

(法廷は1964年7月8日午後2時24分に休廷した。)

(法廷は1964年7月8日午後3時に再開した。休廷前に法廷にいた者すべてが在廷していた。)

裁判長： ヘイグッドさん、次は何をしますか？

ヘイグッド代理人： 裁判長、記録ではロバーズさんは英語を話すことになっていますが、彼女の母語は日本語です。また、彼女は今緊張状態にあるので、母語で話すことを望んでいます。私は、通訳を通じて彼女に質問します。彼女は日本語で話します。

裁判長： わかりました、その方がやりやすいでしょう。

ツルコ・N・ロバーズ、原告が、原告側代理人によって証人として申請され、通訳を通じて宣誓し、以下のように証言した。

主尋問

ヘイグッド代理人による質問：

Q： 名前は何と言いますか？

A： ツルコ・ロバーズ。

Q： この事件の原告ですね？

A： はい。

Q： あなたはオレン・カービー・ロバーズの未亡人ですね？

A： はい。

Q： 昨日、あなたは法廷に小さな男の子と一緒にいましたが、その子は誰ですか？

A： 彼は私の息子です。

Q： 名前は？

A： ドナルド・ヒロトシ・ロバーズ。

Q： 彼は、あなたの死亡した夫、カービー・ロバーズの息子ですね？

A： はい。

Q： この子は、夫の死亡前、死亡後、いずれに生まれましたか？

A： 死亡後です。

Q： ロバーズさん、あなたは、いつ、カービー・ロバーズと結婚しましたか？

A： 1956年12月3日です。

Q： あなたが夫と結婚したとき、何歳でしたか？

A： 21歳です。

Q： あなたと結婚したとき、夫は何歳でしたか？

A： 35歳だったと思います。

Q： ロバーズさん、この結婚前に婚姻歴はありますか？

A： いいえ。

Q： 夫のロバーズさんがあなたと結婚する前は？

A： ありません。

Q： 夫が死亡したとき、住んでいた場所は？

A： 私たちはズケランの住宅地域に住んでいました。

Q： それは個人所有の家ですか、それとも、アメリカ合衆国政府所有の家ですか？

A： 家はアメリカ合衆国政府所有でした。

Q： あなたの夫が合衆国政府に勤務していたので、この家を借りたのですか？

A： はい。

Q： 政府は無償でこの家を供給していたのですか？ いくらか家賃を払って

いましたか？

A： はい、彼は月決めの支払いで、借りていたと思います。

Q： そう思うということですか？

A： 私が支払ったことはないのです。

Q： 実際の事実としては、彼は、政府に勤務する代償として、無償でこの家の提供を受けていた、それが正しいですね？

A： はい。

Q： また、政府は公共料金のすべてを支払っていましたか？

A： はい。

Q： いい家でしたね？

A： はい。

Q： あなたと夫がそこで過ごしていたとき、そこに住むのは幸せでしたね？

マクレラン代理人： 裁判長、その話は興味深いのですが、論点とどのような関係があるのか疑問です。異議があります。

裁判長： 私は、ヘイグッドさんは、その時点での被害を立証しようとしていると思います。

ヘイグッド代理人： そうです、裁判長。これから死別に向かいます。

裁判長： そうですね。異議は却下します。

ヘイグッド代理人： さて、あなたは、夫のロバーズさんとの短い婚姻期間中、彼と結婚して幸せでしたか？

マクレラン代理人： 異議あり、誘導です。

裁判長： 異議を却下します。

ヘイグッド代理人： 多少の誘導は必要です。

裁判長： そうです、それが却下理由です。基本的には、誘導は主質問では許されていません。幾分困難や緊張が伴う場合には、ある程度は許されます、境界線ですが、進めてください。しかし、できる限り誘導尋問は控えてください。

A： はい。

Q： あなたは、夫を愛していましたか？

A： はい。

Q： 彼はあなたを愛していたように見えましたか？

A： 彼は私を愛していました。

ヘイグッド代理人： 彼女の気持ちを静めるため、数分間、裁判長と陪審のお許しを得たいのですが。

裁判長： よろしいです。

ヘイグッド代理人： 裁判長、短時間休廷していただけますか？ 彼女は相当感情的緊張状態にあります。彼女の気持ちを取り戻し、別の観点からの質問をしたいと思います。

裁判長： よろしい、それはまだ、被害に関することですか？

ヘイグッド代理人： はい。

裁判長： 10分間休廷します。

(法廷は1964年7月8日午後3時12分に休廷した。)

(法廷は1964年7月8日午後3時22分に再開した。休廷前の関係者全員が在廷していた。)

ヘイグッド代理人： ロバーズさん、あなたは宣誓した状態にあります。

主尋問一続行

ヘイグッド代理人による質問：

Q： あなたとあなたの夫は、市民権に関して、何か計画をお持ちでしたか？

A： はい。

Q： どのような計画でしたか？

A： 私たちは、1年後に私が市民権を取得するために、アメリカに戻ることを計画していました。

Q： あなたの夫の死は、あなたがたの計画に何か影響を与えましたか？

A： はい。

Q： どのような影響ですか？

A： 夫の死により、私は市民権を得ることができません。

Q： あなたの息子ドナルドくんは、アメリカのパスポートを持っていますね？

A： はい。

Q： しかし、あなたは持っていない、そうですね？

A： そうです。

ヘイグッド代理人： 質問を終わります。

裁判長： 反対質問は？

反対尋問

マクレラン代理人による質問：

Q： ロバーズさん、あなたの夫の死後どのくらいたって、あなたのお子さんが生まれましたか？

ヘイグッド代理人： 異議があります。不適當で、無関係で、重要ではありません。

裁判長： 異議を却下します。

証人： 8ヶ月後です。

マクレラン代理人： あなたは市民権を獲得するためにアメリカに行く予定だったと言いましたね。あなたは結婚してからの間、市民権を獲得するためのビザや、その他の準備をしたことがありますか？

A： いいえ。

Q： あなたは現在働いていますか？

A： いいえ。

Q： あなたの現在の収入源は何ですか？

ヘイグッド代理人： 裁判長、再度、私はこれに異議があります。重要性や関連性があるとは思えません。直接尋問の範囲からはずれています。この場合、彼女の収入源が何かは問題になりません。

裁判長： 異議を認めます。

マクレラン代理人： あなたは、ご主人の死後、いつか雇用の機会を得られましたか？

A： いいえ。

Q： あなたはご主人の死後に再婚されましたか？

A： いいえ。

Q： あなたは現在、再婚を予定していますか？

A： いいえ。

マクレラン代理人： 現段階で私は、これ以上の質問はありません、裁判長。

裁判長： 再直接尋問は？

ヘイグッド代理人： 再直接尋問はありません。

裁判長： どうもありがとうございました。証人の退席を認めます。

(証人は退席し、原告席に再び着席した。)

ヘイグッド代理人： この証拠を、原告提出の第1号証としてください。(速記官は従った。)

マクレラン代理人： 裁判長、短時間の間、陪審を不在にして、ちょっと質問したいのですが？ あなたが決定しなくてはならないのは、法律問題であると私は思います。

裁判長： わかりました。ヒガさん、陪審を次の部屋にご案内してください。

10分あれば十分ですか？

マクレラン代理人： そのくらいだと思います。

裁判長： 約10分、皆さん。私たちが再開する準備ができれば、電話します。

(陪審員は1964年7月8日午後3時32分に退出した。)

マクレラン代理人： 裁判長、訴訟代理人がこれまで提出しなかったのも、いつこの記録が出てくるのかと思っていました。議論の結果から、原告提出の第1号証を提出すると思っていましたが、これはトミシロ被告の有罪判決の記録でしょう。

裁判長： おそらく、原告に、先に進めて、申し出をしてもらった方が良いでしょう。

マクレラン代理人： 訴訟代理人がそれを提出しようとするなら、それは私の次の質問になるでしょう。私は今、それが陪審員の面前に出されることを危惧しており、私たちは許容可能かどうか、強く疑問を抱いております。

裁判長： はい。これは証拠として提出されていますか？

ヘイグッド代理人： はい、私たちは証拠として書証を提出します。被告のチョウヘイ・トミシロ氏の以前の有罪判決の記録で、検察官の事務所から取り寄せた証書です。私たちは、限られた目的のために、つまりこの人の交通違反および他の違反傾向が見られるといった、制限された目的の範囲で、他の目的ではなく、それを提出します。

裁判長： 言い換えれば、被告の過失を明らかにする目的ですね。この男を雇っているのは極東建設サービス社というわけですね？

ヘイグッド代理人： そうです。この従業員を雇うにあたって、まともな配慮がないことを明らかにすることです。

裁判長： 基本的な証拠能力について問題にする前に、文書の真正に関して争いがありますか？

マクレラン代理人： 裁判長、私たちは、この書証に関する信頼性や翻訳について、疑問を呈していません。それによって問題は生じていません。私たちは主に証拠能力の問題に関心を持っています。この点で質問することができますか？

裁判長： はい。

マクレラン代理人： 私たちはこちらを考えていて、原告提出の第1号証を証拠として提出することに反対します。訴訟代理人が刑事有罪判決の全記録を提出しようとした場合、交通事故以外のものが含まれるからです。たとえば、それには窃盗罪が含まれています。第1号証が容認されることになれば、原告側代理人は、自らが召喚請求したトミシロ証人の信頼性を攻撃しているように思えます。もちろん、重罪や道徳的に破廉恥なものを含むいかなる犯罪に関する証人の有罪判決の証拠は、弾劾目的のためには許されることが、基本にあります。

現在、被告・極東建設サービス社側の事情に関して、原告から明らかに

されているものがないように思えます。これは、被告側で過失の有無を明らかにすることについて、証拠として認められる前に、この事情が必ず示されていないからなのです。私は、雇用者が雇おうとしている者の前科が存在するか否か、そして、それがあつた場合、その被用者が業務において基本的に危険ではなく、個人的な雇用契約により法律上違反があつたか否か、確定することは法律上求められているとは思つていません。そしてそのようなケースにおいて、雇用者側において照会する義務があつたとの状況に必然性がなければならぬのです。

とつたのは、もちろん過失とは、法律が要求している義務を果たさないことを言います。現時点では、雇用者である極東建設サービス社がそのような義務を負つているとの証拠、証言、または先例の提出は一切ありません。第1号証の内容の中には、重機修理工としての被告トミシロ氏の雇用自体が彼自身の雇用そのものに関係していることを示すものは含まれていません。私はおそらく、できるだけうまく、これを言い表していないかも知れません。

裁判長： あなたが言わんとすることはわかります。複数のCPAがあつた、あつた会社は既知の横領者を雇つています。それは1つのことであつた。彼らがあつた者を掃除夫として雇うなら、それは別であつた。

マクレラン代理人： はい。ここには窃盗や交通事犯の記録をもつ男があつた。私たちはこの記録から、これらの犯罪があつた重罪であるか否か、または、彼らがあつた道徳的に嫌悪感を伴うものであるか否かを判断することはできません。まあ、窃盗はそういうものだと私は思つた。私は、トミシロ証人の証言を懐疑的と思つた原告の意思があつた限り、記録の現状に基づいて、証拠として原告提出の第1号証を認めることは不適切であると思つた。

裁判長： ハイグッドさん、これについて何かお持ちですか？

マクレラン代理人： それは私が持つてゐるすべてです、裁判長。

ハイグッド代理人： 私は、謹んで裁判所に、まさに重要点になる日本民法715条を注視していただきたいのです。第一項に但し書きがあつた。本事例の状況下において、現状では、トミシロ被告の以前の犯罪記録は、

雇用者が従業員を任命する際に適切な注意を払うかどうかの問題に関して、非常に重要であると私は確信しています。

裁判長： 第715条は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」と規定しています。トミシロ被告は当初修理工として雇用されたので、職務遂行上、職務過程にあったのか否か、私たちがここで決定しなければならず、そして、寒い夜にジャケットを着るかどうかという問題は、記録をこの段階で見ると、そうする許可なしにすることが、修理工としての雇用の執行に該当するの否か疑問です。彼は車両基地を担当していますが、全域を受け持っているわけではありません。

ヘイグッド代理人： 証拠が認められるか否かを判断する前に、この訴訟において、私たちは究極的な決定における肯定的な決定をしなければなりません。究極の問題は、トミシロ氏の過失が被告・極東建設サービス社に帰属するか否かです。

裁判長： そうです。

ヘイグッド代理人： これはこの事件における主要な争点です。それは、陪審が決定する争点です。しかしながら、もし私がトミシロ氏の犯罪記録を証拠とすることができる前に、この事件が陪審へ行くのを待たなければならないとするなら、この事件が陪審に行った後に、審理を再開しなければならないでしょう。

裁判長： マクレランさんが指摘しているように、私たちの面前にあるこの記録からは、義務違反は存在しないというのは唯一の問題点です。言い換えれば、雇用される者すべての交通違犯やすべての犯罪記録や、修理工としてまたはどこか他の場所で雇用されたのかどうか、把握する義務が会社にあるということです。義務があると言うのですか？ 言い換えれば、違いがありますか？ 私たちが突き詰めてあなたがたの論法に従うならば、有罪判決を受けたことがある者が仕事を見つけることは事実上不可能になります。

ヘイグッド代理人： 被告が弁論に手をつける前に、私はここのテーブルに自

分のすべての切り札を出すわけにはいきません。私は、被告が防御手段を講じる前に、法律に通じた被告の訴訟代理人の教育を余儀なくされます。

しかしながら、・・・

裁判長： 私たちの事件に関して、これら2つの窃盗罪は何を示していますか？

ヘイグッド代理人： どうも私は、トミシロ氏が許可なしに車両を使用したという理屈——被告企業の理屈ですが——を、被告が何度も言ったと聞いています。人は職に就いた場合に、無許可でもものを取る場合がありますが、これは、会社にとって大きな驚きではないもので、やや手癖が悪かったとも言えます。従って、このような結果になったというわけです。窃盗で二度有罪判決を受けた男は、再び何かを取るかもしれないということです。

裁判長： 性癖ですか——ちょっと離れた関係しかないですね。これら窃盗の有罪判決はいつのことですか？

ヘイグッド代理人： 最初のものは1947年のもので、次は1951年です。

裁判長： そして、この男は、1957年、極東建設サービス社に雇われています。これら有罪判決の1つは10年以上前のものです。もう1つはおよそ6年前のものでした。私たちはいま重要性ではなく、許容性について話しています。

ヘイグッド代理人： 私は、書類が陪審に渡されるか、または陪審に読まれるときに、従業員としてトミシロ氏を採用する際に、被告法人が適切な注意を払っていないことを証明することが唯一の目的です。そして、他のいかなる目的であってはならず、それは他の有害な影響を治癒できるということについて陪審によく考えてもらうことが、裁判所による適切な説示であると考えています。私が知る限り、マクレランさんの動機はまったく利他的ですが、マクレランさんはチョウヘイ・トミシロ氏の利益を守るために行っているのではないことを理解する必要があります。マクレランさんは、チョウヘイ・トミシロ氏の代理人ではありません。マクレランさんは会社を代理しているのです。

裁判長： はい、分かりました。

ヘイグッド代理人： 私は、既に懈怠状態にあるチョウヘイ・トミシロ氏に対

する侮辱的な事柄の発生により、会社の利益がどのように影響を受けるのかが分かりません。

裁判長： あなたが、そのせいにして除いて、それは会社の懈怠です。

ハイグッド代理人： 裁判長、その男性を雇った時点で、彼には記録上2つの窃盗有罪判決と3つの交通違反の有罪判決がありました。男性を雇用し、すべての車種を扱う車両基地を担当させることに会社の過失があったというのが、私たちの主張です。そして、彼は本性を表しました。まさに雇用関係にある間に外出し、そして、新たな交通違反を犯し、私の依頼者の夫を殺害したのです。

裁判長： 私たちは重大性ではなく許容性について話をしています。原告が負担する証明責任の観点から見て、これは独立した過失問題が唯一の争点となるでしょう。陪審には、もちろん、損害賠償額は彼ら自身が決定する問題であると注意されます。これはもちろん、これに関わる重大性については、弁護士の議論に任せます。

マクレラン代理人： その後、裁判長は、雇用者は、雇おうとしている被用者に有罪判決があるか否かを決定する独自の義務があると、実質的に判断しているのですか？

裁判長： いいえ、まったく。それに値するかもしれない場合に認められています。もし訴訟代理人が極東建設サービス社の過失を陪審に説得できるのであれば、それは代理人の仕事です。

マクレラン代理人： 裁判長、以下について同時にご教示ください。将来の雇用主が雇おうとしている被用者の犯罪記録を調査することなど、法律上、求められていません。私たちは、ここでは義務があるか否か、その義務は果たされていないか否かに関する、過失問題に関する義務を扱います。それが過失の本質です。

裁判長： その通りです。もちろん、義務は法令上の禁令や要請のみから生じるわけではなく、その義務は法令の規定と同様に人間の行為規範から生じることがあります。それは私たちがこれを許容することができるすべての

唯一の基礎であり、これは私たちがこれを許す根拠になります。これについては適切な説示がなされるでしょう。

ヘイグッド代理人： 私がお願いするときは、私が意図していることを正確に裏付ける法的根拠を申し上げます。私は今それをここに持っています。

裁判長： いいえ、私たちはこれの許容性について話しているだけです。これが何かを示すとするなら、この手続き段階では、この男は記録上犯罪歴があるという可能性が極めて高いことです。ここから分かる究極の事実として、最悪の場合でも、犯罪の傾向が見られます。私たちは、原告の言い分によれば、被告・極東建設サービス社が知っているはずの、この個人の性行について話しています。これまでのところ、私たちは、具体的な説明を受けていません。これは説示によりフォローされます。言い換えれば、これまでに何を示していますか？ これらの制約を条件として、これは認められます。

ヘイグッド代理人： 私は、検察庁から翻訳を受け取っていません。これは日本語版です。検察庁から送られた文書を、私は翻訳していません。

裁判長： いいえ、それは必要ありません。

ヘイグッド代理人： 前科歴は翻訳され、証拠物件の1つとして提出されました。

裁判長： ヒガさん、今後の手続きでは、この記録を完全に完成するために、翻訳する必要があります。現時点においては、必要はありませんが。

ヘイグッド代理人： 結構です。

裁判長： ヒガさん、陪審員を呼んでください。

ヘイグッド代理人： 陪審員の前で申出を繰り返さなければなりませんか、裁判長？

裁判長： はい。その時、私は陪審員に説示します。当然のことながら連邦規則では、裁判所は説示の際に、証拠について意見を述べる権利があります。

ヘイグッド代理人： 裁判長、原告は陪審員が戻ったら、すぐに休憩します。

裁判長： 今日の午後に始めたいのですか？

マクレラン代理人： 私は証人を呼んでいます。

(陪審員は1964年7月8日午後3時56分に入廷した。)

ヘイグッド代理人： 私は、原告提出の第1号証を証拠として、この申出を繰り返します。

裁判長： 皆さん、原告提出の第1号証に関する申出は受け入れられました。あなたがたには、これを適時に見直す機会があります。これを陪審に読んで聞かせますか？

ヘイグッド代理人： はい、裁判長。これは英語で書かれた翻訳が添付された日本語の文書と、それから、モイチ・ヨナミネ検察官事務官から提出された証明書です。有罪判決の記録です。

「本籍： 嘉手納村九人堂211
現在住所： コザ市諸見里175号
氏名： チョウヘイ・トミシロ
生年月日： 1928年6月24日
職業： 修理工」。

「1947年9月12日宣告。1947年9月12日確定。
コザ治安判事裁判所、窃盗、懲役1ヶ月」。

「1947年12月9日宣告。1947年12月9日確定。
コザ治安判事裁判所、交通法違反、罰金80円」。

「1951年6月11日宣告。1951年6月11日確定。
コザ治安判事裁判所、窃盗。懲役6ヶ月」。

「1956年10月10日宣告。1956年10月10日確定。
コザ軍事裁判所、交通法違反、罰金3,000円」。

「1956年12月7日宣告。1957年1月8日確定。
コザ治安判事裁判所、道路交通法違反、科料1:200円、同2:150円、同3:100円」。

「1957年9月11日宣告。1957年9月26日確定。
那覇治安判事裁判所、道路交通法違反、罰金600円」。

「1960年8月16日宣告。1960年8月26日確定。

中頭巡回裁判所、無免許運転、注意義務違反による死亡、そして道路交通法違反、禁錮1年間、3年間の執行猶予。

1962年4月1日、禁錮9ヶ月、2年2ヶ月間の執行猶予に短縮、罰金100円】。

〔1962年3月28日宣告。1962年4月12日確定。

コザ治安判事裁判所、条例第144号の2.6.1及び2.6.1.1の違反、罰金15ドル】。

ヘイグッド代理人： それはチョウヘイ・トミシロ氏の前科記録です。

裁判長： 皆さん、適時に・・・

ヘイグッド代理人： 原告の議論は以上、ということでした。

裁判長： 私は、まず、この文書に関連して、少しお話したいと思います。私の推測では明日、おそらく明日の朝の適当な時間に、訴訟代理人が、この文書についての重要性について主張するでしょう。現時点では、あなたがたには閲覧が認められているだけです。明日の適切な時期に、この文書に関連する法律の説示があなたがたにされます。この文書の重要さは、もちろん、あなたがたが決めることです。私は現時点でこれ以上言及しません。私たちは明日再び、これに触れます。許容されるのは、私が以前に読んだ唯一の問題5 a、すなわち被告・極東建設サービス社に過失があったか否か、同社の過失が存在した場合、死亡したロバーズさんの傷害及び死亡の原因であったか否かに限られます。

この文書は他の論点、とりわけ論点cと関連して、すなわち、事故とロバーズさんの負傷および死亡の結果として、死亡したロバーズさんの妻と幼児の損害額と関連して、陪審員から一切考慮されることはないということを、陪審は現時点で注意され、また後に注意するように求められます。これはいかなる形であれ、損害を評価することは、いかなる方法であっても、容認してはいけません。被告の過失の問題に限定されます。

ヘイグッド代理人： 裁判長、原告の論証は終わります。

裁判長： 分かりました。被告には証人がいますか？

マクレラン代理人： 裁判長、私はこの時点で、陪審に聞いていないところで、

開示したいと考えている若干の事項があります。私は、陪審は明日の朝9時まで退席されることを提案し、残りの日に、これらの事項を片付けたいと思います。今日の午後は証人をお願いしていません。

裁判長： 原告代理人、よろしいですか？

ヘイグッド代理人： 私たちにとって、結構です。

裁判長： 結構です。皆さん、これから明日の朝9時までお休みください。皆さんは注意事項を覚えてますね。今から明日の朝9時まで、皆さん同士でまたは他の誰かと今夜、このことについて議論しないでください。

(陪審は1964年6月8日午後4時5分に休憩に入り、退出した。)

マクレラン代理人： 現時点で、裁判長、この裁判所規則50条に従い、被告・極東建設サービス株式会社は、現在の状態は一応の有利な事実を示していないという指示評決を求めます。原告に最も有利な証拠を見ると、現状の記録によれば、トミシロ被告は被告・極東建設サービス社に修理士として雇われています。彼は運転手として雇われていませんし、記録には会社の運転手として行動することが予定されていたとはありません。

原告が求めたトミシロ証人は、またヒガ証人も同様に、トミシロ被告の職務は修理士または修理工の作業長であったことを証言しました。すなわち、トミシロ氏は会社の車両基地や作業場で職務を行い、かつて車両基地あるいは作業場と幹線道路の間で車両を運転したことはなかったし、そのような必要性も要請もなかったのです。雇用者がトミシロ氏を運転手として考えていたとか、被告・極東建設サービス社の従業員としての任期中、トミシロ氏は運転していなかったということは、なんら明らかにされていません。トミシロ氏が組織の所有する車両を沖縄の幹線道路で運転するために運転免許が唯一必要になったのは、許可なく無断で自宅にあるジャケットを調達するために行きつたときで、それが唯一でした。

被告・極東建設サービス社が、彼を修理工として雇用するにあたり過失があったか否かという論点に関して、彼の雇用が被告・極東建設サービス

社による過失に起因するという証拠はありません。この記録には、彼の会社の業務が幹線道の輸送に関係していたことを示すものはまったくありません。

現在、被告である雇用者が、採用する従業員には前科があるかどうかについて判断しなければならないという、法的要請はないと主張します。この記録には過失が存在したことは示されていません。ある者が窃盗の犯罪記録と交通違反の犯罪記録を持っている場合、この者が修理工として雇われたこととはどのように関係がありますか？ 何もありません。たとえそれが知られていたとしても、また、それがあったという証拠がないために知っていたと言わないとしても、つまり会社が過去の判決を知っていたとしても、それ自体は過失を示すものではありません。

事件の主要な件について、トミシロ被告が彼の任務の範囲内または雇用の合理的な範囲内で、職務に就いていたことは示されていないというのが、私たちの主張です。私は、1962年2月2日、甲府地方裁判所で行われた山梨のバス会社が信濃いすゞ自動車を訴えた日本の事件に、裁判所の注意を喚起します。この事件では、女性は販売員として雇用されていました。彼女は会社の車を運転していました。彼女はその車で事故を起こし、原告を負傷させました。事故は彼女の仕事の地域外で発生しました。裁判所は、この事件で、事故は物理的に地域外で発生し、日本民法第715条の事業の範囲外であるから、被告である雇用者は責任を負わないと判断しました。

この事件は先の事件に直接あてはまります。この事件では、その事故が会社には関心がなく、業務をしていない地域で発生しました。その事件では、その事故に関係するものは何も明らかにされていませんでした。会社は、事故時に運転されていた車両の所有者であったこと以外は。

現時点で私が追加するものは何もありません。

裁判長： ヘイグッドさん？

ヘイグッド代理人： 裁判長、記録では現在、被告・FECONはチョウヘイ・トミシロ氏を修理工として雇用し、続いて彼を車両基地の作業長に昇進させたことが分かります。そして、彼が雇用された時に、交通違反の過去の

記録を持っていたかどうかについては、議論をしていませんでした。どうやら、被告会社は彼の身辺調査は何もしていなかったようです。

この過去の犯罪記録ははっきりしています。彼は修理工として雇われたのですが、それ故に彼が車両を運転したとき、それは作業の範囲を超えているという議論に関しては、第715条に関して出された、数えきれないほどの法的決定をあげれば、持ちこたえられないと思います。最高裁判所の事例12巻から引用したいと思います。これは雇用者による直接的指示や命令なしに、ビジネスのために行われた行為に関するものです。被用者の行為が客観的に雇用者の事業の範囲にあると思われる事例においては、たとえ当該行為が雇用者から指示ないし命令されていなくとも、当該行為は民法第715条にある事業の執行に該当する、という判断です。

その事例では、ベーカリーの従業員が、彼の雇用者が所有するオート3輪車を運転していました。しかしながら捜査では、運転手の主要な目的はオート3輪車の運転を練習することであり、また、雇用者は主張されているような小麦粉を入手するために運転しろとは言っていないかった、ということが明らかにされました。この事例の解釈に際して、日本の裁判所によれば、第715条にある「事業の執行のために」とは、必ずしも事業の執行に必要な行為または雇用者の命令もしくは委託により行われたものを意味するものではないのです。当該行為が当該事業の範囲内にあると認められる場合には、上記のように「事業の執行のため」の範疇にあると認められる場合、たとえ雇用者の指示や命令に反する行為であっても、同様であるとしています。

裁判所は、当該事業の範囲を客観的視点から、第三者にどのように映っているかを説明しています。

同じ条文で構成される同種の別の事例で、事例13巻では、第715条に規定されている「事業の執行のための」という文言は、雇用者の事業の範囲内で行われたが、その特定の地域内で使われている言葉で行われた行為を意味しています。

裁判長： これらの事例の日付はどうなっていますか？

ヘイグッド代理人： 私が示した最初の事例は、東京高裁昭和30(1955)年11月26日判決(昭和30年第362号、第370号、第1843号)です。次の事例は、別の東京高等裁判所の判決(昭和30(1955)年第745号)は、事業の範囲内で発生する可能性のある行為は、事業の執行における行為であると述べています。この事例では、雇用者の運転手が会社の仕事を終え、その後、東京都心から遠く離れた妻の両親の許へ、世話をしてもらっていた5歳の娘を迎えに行きました。雇用者は、それは会社の事業の執行と関係がないと主張しました。東京高等裁判所は、運転手が迂回路を辿ったという事実にかかわらず、事故は当該会社の事業の執行のために発生したと述べました。

裁判長： それは無過失責任論に従っています。

ヘイグッド代理人： 裁判長、私はここに別の事例も用意しました。名古屋地裁昭和31(1956)年6月30日判決(昭和27(1952)年第1155号)です。これは最高裁判所民事判例集第13巻に掲載されています。「民法第715条にいわゆる事業の執行につきとは被用者のなしたる行為が客観的に使用者の事業の一部をなすと認められれば足り、被用者が使用者との内部関係において、その行為をなす権限を有していたかどうかに何等の影響を及ぼすべきでない」というものです。

裁判所は、判決の理由の中で次の言い回しをしています。「民法第715条に定める事業の執行のためとは、被用者が行った行為が雇用者の事業の一部を構成すると客観的に証明されていれば十分である。同一の被用者が、雇用者との内部関係において、当該行為を行う権利を有するか否か、又は当該行為が違法であるか否かの問題は、被用者と雇用者との間の別個の内部的法律問題が発生した場合同様、被行為者の行為の被害者のために雇用者の責任を生むものではないと解釈すれば十分である」。

換言すれば、裁判長、被用者の行為により負傷した一般市民である第三者が存在すると言うことは、雇用者が被用者に与えた可能性がある私的な指示または命令の欠如、雇用者と被用者間で交わされた個人的な取決めに
は関係しない。これらは客観的視点で外部から見たとき、行為の外観に関

係します。それは、これらの日本の裁判官が民法のこの特定条項を解釈する際に行っていることです。

最近では、昭和28（1953）年2203号、2284号事件に関して、昭和30（1955）年3月14日、東京高等裁判所の判決の中で、政府職員が民間人を輸送する政府の車両を運転する場合、政府は被告政府の事業の範囲から逸脱していると主張しました。東京高等裁判所は、政府は責任が問われるとし、民法第715条に規定する事業の結果に関しては、被用者が担当業務を適切に実行する場合を指すだけでなく、客観的に見て被用者の行為の範囲内にあるとみなされる被用者の行為の外形を暗示する広い意味を持つと、判決を言い渡しました。

現在、私たちのケースでは、明らかに建設業に携わる会社が存在し、ヒガさんの証言から、5、6台のピックアップトラック、3、4台の大型トラック、セダン、クレーンのような発動機をついた、いくつかの車両を道路のいたるところで走らせています。会社の車両基地で働く会社の従業員の1人が1台の車両に乗車し、外出して誰かを殺害し、会社は、従業員に車両に乗車することはできたとは告げなかったと言って、自分自身の責任を免れようとしています。一般市民はこれを理解しますか？ これは日本法の日本語解釈の意味でしょう。雇用者が、従業員に、車両に乗ることができると告げたか否かはどうでも良いことです。

私が読み上げた事例では、裁判長、日本の裁判所は、解釈において、この特殊な事例は重要ではなく、これは雇用者と被用者間の内部問題であると言っていますが、私たちは、雇用者に、一般大衆から見て雇用者の事業の範囲内であるときは、被用者がするすべてに責任を負わせようとしています。しかし、さらに述べているように、雇用者が被用者の選任や被用者の監督のために適切な注意を払っていたならば、これは適用されません。

被用者の選任の際の適切な注意の問題は、被用者の選任の際に雇用者が十分な注意を払わなかったことを示すために、被用者の非常に悪い犯罪記録または粗悪な犯罪記録を持ち込む理由になっています。また、監督も証拠に基づけば、明らかに欠けていました。

これらの理由により、裁判長、被告・極東建設サービス社の略式判決の申立ては、却下されるべきであると思います。

裁判長： オオシロさん、あなたはこの問題に関するGR I 上訴裁判所における現地事件について知っていますか？

オオシロ代理人： 現状では分かりませんので、私は答えることはできません。しかし、私はヘイグッドさんの言葉に付け加えたいと思います。日本民法第715条は非常に簡潔です。しかし、ヘイグッドさんがあなたに多く判例を紹介したように、当該条項の解釈は複雑です。

義務を履行する過程での意味の解釈は、刑法や他の法律で使用されている語法と必ずしも同じ意味ではないということは、日本の法学の学者の間ではすでに一般常識であると申し上げたいと思います。民法第715条の解釈は、同じ表現を用いる他の法律とは異なるものでなければならないのです。原告訴訟代理人は、第715条、第715条の前段、そして第715条但書部分の概念の下にある事例を証明する多くの判例を提示する用意があります。被告訴訟代理人の申立ては維持されるべきではありません。

ヘイグッド代理人： 裁判長。私はこれに関してもう一つ指摘しておきたいと思います。当時の日本の私法のその他の点については無視していますが、裁判所の命令によりここで適用される実体法は琉球諸島の法律です。証人トミシロ氏の証言の中で、訴訟の原因となった事故の日時にそれが存在したので、言われたように彼は職務を求められたとき、この乗り物でモロミへの彼の移動は自宅へ向かい暖かいジャケットを着ることが目的であったので、彼はそれを取付することにより残りの夜勤を続けることができました。他の目撃者たちは、寒い夜だったことを明らかにしました。非常に寒い夜で、彼は前の朝の8時から勤務していました。より優れた英米法学の原理原則にあっても、被用者の教義のうち、被用者の行為が雇用者の職務の継続を可能にするものであれば、これは雇用の範囲に入ります。私は、他のいかなるものにもかかわらず、単独の事実だけで、被告の動議を否定し、陪審にその事件を取り上げさせるのに際し、裁判所を十分に正当

化できると私は考えます。

マクレラン代理人： 私は、この時点で、原告の訴訟代理人によって提示された判例法についてコメントしたいと思います。私もこの問題について日本の法律研究者に仕事をさせました。訴訟代理人が引用したこれらの事件について、いずれもよく存じ上げています。

しかし、訴訟代理人が裁判所に指摘を怠った興味深いことが1つあります。それは、雇用主が責任を負うすべてのケースにおいて、車両の運転手が、運転手または運転手見習いとして雇われたか、または彼の職務が雇用主のために車両を運転することを求められた場合です。

現在の記録の状態は、これが第715条の趣旨に包摂されない限り、このような表示を行いません。これらすべての事例を読む際に、私たちが拾い上げる重要点のひとつです。彼らはそれぞれ、専門職の運転手であったか、運転がその人の雇用においてなくてはならないものでした。私たちは原告の証人とこの問題を明確にするために、細心の注意を払ってきました。つまりトミシロ氏の運転は必要ではなかったのです。彼は誰からもその夜仕事を割り振られることはなかったので、そのようなことがなければ、私たちの見解では仕事を遂行する上で何かをする必要性は一度もなく、車で幹線道路へ出かけていなかったのです。彼はその夜自ら仕事を割り当てました。彼は訴訟代理人が言ったように、その夜、勤務を求められていませんでした。その夜、誰かが彼に仕事を求めたという記録は証拠として存在しません。それどころか、彼は自分自身でその晩働いていたのです。

さて、私が裁判所に引用した事件では、雇用されていた女性は会社の営業職であり、会社の同意を得て会社の車を運転していました。しかし、事故は彼女が割り当てられた地域外で発生しました。現在、この事件は下級裁判所から控訴されています。1962年のことです。

裁判長： これは東京高等裁判所ですか？

マクレラン代理人： いいえ、甲府地方裁判所です。それは取り上げられていませんでしたが、この事件は訴訟代理人が引用した他の事件よりも遅く、新しいものです。これは私が現時点で見つけた最新のケースです。私は、

これが他の推論からかけ離れているかどうかはわかりません。しかし、雇
用者の事業を客観的に見て、その用語が使用されているときは、別の問題
が扱われていることがわかります。運転免許を持っていない家政婦が車を
借りることにしたのは、家政婦として仕事を続けるために、彼女が必要と
した何かを取るために自宅に帰る必要があったからです。

彼女は運転免許証を持っていませんが、出かけます。彼女は車両を使用
する許可を得ていません。彼女は自分で許可したのです。こういう場合、
あなたは責任を負えますか？ 客観的に存在することは、あなたが家政婦
として彼女を雇ったという事実です。いいえ、これは法律ではありません。
それが法律ならば、絶対的な責任が原則です。誰かに雇われている者が自
動車を運転し、その自動車で他人に損害を与えた場合、その者が誰かによ
り何らかの権限で雇われていた場合、その雇用者は自動的に責任を負いま
す。これは確かに法律ではありません。

訴訟代理人が引用したもうひとつの事例は、もしあなたが気づき、これ
らの事例を読んでいるならば、翻訳して読んでみましょう。あなたは、それ
ぞれの事例において、その人は運転手であったのか、それとも運転手であ
ることを意図していたのか、つまり、この運転手見習いのようなものか、
気がつくでしょう。もし運転手が許可を得ていなかったときでも、運転手
が雇用者の任務に就いているならば、私は、許可を得ていないとしても訴
訟代理人に同意します。たとえ彼が悪い判断をしたとしても、雇用者がそ
れについて何も知らないとしても、また、雇用者がそれを禁じたとしても、
私は日本の法律では正しいと思います。

しかし、その場合、法律が述べているように、その人は雇用の意思と理
解をもって働いているのですから、事業の範囲内にあります。第715条
では、運転手その人は雇われた人です。ここでは運転手になるとは考えら
れておらず、この事例では雇用者側において、トミシロさんがこれまで幹
線道路で車両を運転したということを示すものは証拠として何もなく、ま
た、トミシロさんが幹線道路を疾走するとは予期できなかったという状況
がありますが、この事例では、原告には立証責任はなく、陪審の面前にお

いて、一応の証明が認められる事件ではありません。その法律が厳格な日本法の視点から検討され、事実が原告の有利に考慮されるときでさえも、原告は立証責任を負わされるものではありません。

私はこれ以上、何もありません。

裁判長： それは第715条ですか、それとも第751条ですか？

ヘイグッド代理人： 第715条です、裁判長。

裁判長： 明日の朝まで、この申立てについて何らの判断をするつもりはありません。今晚は少し時間があります。私はこれをもう少し見てみたいと思います。第715条に関する原告の翻訳は、むしろその法規の意味を無意味化するものであると私は考えています。第715条はすべての行動を網羅しようとするものではないことは明らかですが、これらの事例はすべての行為が網羅されるように思われます。換言すれば、絶対責任です。日本法が絶対責任を負っていたとするならば、被用者の雇用範囲を画するというよりも、むしろ絶対責任を規定しているように見えます。しかし、そうであるならば、私は明日の朝、決定を下すつもりです。

明日の午前9時まで休憩します。

(法廷は1964年7月8日午後4時39分に休廷した。)

続く

以下、「沖縄の民事陪審(4)」マテシス・ウニウエルサリス第20巻第2号(獨協大学国際教養学部)及び「沖縄の民事陪審(5・完)」同第21巻第1号に所収